慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	豈好同盟演説会について:明治十年代における慶應義塾系演説会の研究
Sub Title	
Author	松崎, 欣一(Matsuzaki, Kinichi)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1993
Jtitle	近代日本研究 Vol.10, (1993.) ,p.161- 192
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	挿表
	豈好同盟演説会演説記録
Genre	Departmental Bulletin Paper
	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19930000-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

豈好同盟演説会について

明治十年代における慶應義塾系演説会の研究

松

崎 欣

書房刊)に「明治の演説流行」と題する一章があり、そのうちに豈好同盟の活動を回想する次のような一節がある。 ことができる。このうち藤田と高木は「外員」とされている。なお、篠田鉱造編著『明治百話』(昭和六年、四條 説会の開催広告と演説者および演題等の予告記事を典拠とするものであるが、合わせて一六名のメンバーをみる 在した「豈好同盟」について検証してみたい。 ら一○月までの演説会活動を確認できる「経世社」についてみたが、ここではその「経世社」とほぼ同時期に存 第一表 (以下、表は本稿末尾に掲載) は豈好同盟の人員構成を示すもの で ある。『郵便報知新聞』に掲載された演(2)

本稿は明治十年代における慶應義塾系演説会の研究として前稿に続くものである。前稿では明治一四年四月か(1)

豈好同盟会組織 (4)

先生側で、波多野承五郎、本田孫市、村上貞一なんかが政府攻撃の熱弁長広舌を振るった。私なんか京橋署へ呼ばれ 已むを得ざればなり』という語に基き、枝元長辰、溝部維幾、井上寛一、奥田直之助等で獅子吼をなし、此外に塾の 行したものであった。 私共は『豈好同盟会』 を組織して盛んに雄弁を振るったが、『豈好』とは『我豈に弁を好んや、 中村楼、浅草の井生村楼で、ソレから更に本舞台は木挽町の明治会堂(後ち厚生館となる)で、彼処では擬国会を実 経綸抱負が大きく演説が好きで、政談演説は過激派を以て目されたもので、其頃の演説の本場は何といっても両国の あった。先年逢ったら懐かしいと言っていた。木下謙次郎、臼井哲夫、高梨哲四郎とも仲よくした。学校時代は随分 野承五郎、箕浦勝人、藤田茂吉は卒業期で、尾崎行雄は中途工部大学へ転校した。私は井ノ角の井上角五郎と同級で 息さんが二人通って来ていたが、彦麿、篤麿といったと記憶している。ソレから慶應義塾へ入学した。其時既に波多 私は小学校が芝の鞆小学校で、後ち仙台屋敷の岡鹿門の塾へ通学した。当時の塾監は安田勲であった。徳大寺の子 警部四五人で取囲み、 演説の趣旨を問ひ詰める騒ぎ、 私は空嘯いて 「外国では、 こんなことは朝飯前だ」

学校に学んだこととが結び付きにくく疑問が残る。今のところ氏名を特定出来ず後考に待たねばならない。また 聴取した記録」であって、この実話を語った当人も豈好同盟の一員ということになるが氏名が明示されていない。 の幹事役であったかとも思われ、第一表中のいずれかの人物と想定したいがそれぞれの出身地と話者の芝の鞆 上、枝元、奥田、 には出来ない熱情にかられ政談演説会を組織したというわけであろう。メンバー七名の名が挙げられている。井 しも談話者の名が示されていない。 『明治百話』の筆法は、実話の採訪集成によって読者に「明治の気分」を伝えることに重きを置くためか、必ず 会名の由来は「我豈に弁を好んや、巳むを得ざればなり」という語に因むという。経綸抱負を内に秘めたまま 溝部、 波多野 (承)、本田、村上である。『明治百話』は篠田による「古老旧知親懇者の実話 この挿話もその一つである。「京橋署へ呼ばれどうし」とあって、 豈好同盟

とよく弁解したものである。

第二表は、

前稿で取りあげた経世社のメンバーについての同様の一覧である。経世社はその 設

立.

(明治

四年

談として若干の混乱があると思われるが、参考資料として表示した。 とあるのは本田孫四郎のことかと思われる。 「塾の先生側」 という波多野(承)、 本田、 村上の名も 村上貞一の名は 『郵便報知新聞』 『慶應義塾百年史』 の記事中には全く現わ などにも見えない。 れ ts **** } 後年の懐旧 本 田

れない。 以前の慶應義塾に学んだ人々の内で卒業の資格を認定された者である。 應義塾塾員名簿』『慶應義塾総覧』によって、それぞれの出身地、 身分、 入学年月、(ロ) Ī である。 いても表示した 一五年二月に発足した「東洋議政会」、④明治一五年四月に結成された「立憲改進党」それぞれへの参加者につ(ユ) であった者、 第一表は、以上の一九名についての一覧である。慶應義塾入学者の記録である『慶應義塾入社帳』 また、 表中の卒業年月欄に「卒」とあるのは、 さらに②明治十四年四月に始まったと考えられる慶應義塾系演説会「明治政談演説会」、 ①慶應義塾内に塾生達によって組織されていた演説団体 慶應義塾にはじめて卒業の規定ができた明治六年の時点でそれ 溝部、村上については

入学の記録が見ら 「協議社」「猶興社」「精干社」 卒業年月等をまとめたもの および ③ 明 治 メンバ 『慶

四月) 四人が鹿児島県出身であり同会結成の核になっていた可能性が想定さ れ と見れば両会のメンバーは重ならないことになる。また、 月の二回であり、 四郎も客員として名をつらねていた。 して慶應義塾内にあった年長の先進者たちも外員(員外)として加わって構成されていた。 の前後に相次いで慶應義塾を卒業した者及び卒業を目前にした青年たちを中心の会員とし、 経世社演説会への参加は九月以降の三回となっている。 山崎程者の名が両表に見える。 **豈好同盟のメンバーのうち池内、** 山崎の豊好同盟演説会への参加は七月と八 山崎が豊好同盟から経世社へ移籍した また福澤諭吉、 枝元、 さらに 奥田、 坂本の 浜野定 教 員

る。

豈好同盟への波多野

(承)、

本田

6

なっており、

基本的には経世社と同様の構成を持っていたとみてよいと思われる。

なり、 書記官に任じていた犬養が取纏め、さらにそこへ藤田、高木らの年長者たちが外員として加わるというかたちに の教員の参加についてはなお他に資料を得て確認をする必要があるが、 卒業前後の青年たちのグループをすでに郵便報知新聞や東洋経済新報など学外において活躍しまた統計院 組織としては慶應義塾に関わる人々 カゝ

東洋議政会から立憲改進党へとより実際の政治の世界に関わった者が多いという際立った特徴がある点に注目す 説グループである猶興社や精干社などに所属して、すでに塾生時代から「演説」に熱心であった者が多く、 る必要があろう。 治政談演説会に参加している(表中○印、 ただ、両表を比較して分かるように、 両会のメンバーの多くがいずれも慶應義塾系のより大きな組織である明 以下同じ)が、豈好同盟のメンバーの方が慶應義塾内にあった塾

_

豈好同盟に関する 『郵便報知新聞』 の 初出記事は明治一四年七月一日の 「府下雜報欄」 の次の記事である。

ノ事ヲ論ス)犬養毅、 (誰カ一国ノ主権ヲ有スルモノソ)井上寛一、(陪審論)波多野一、(何ヲカ善良政府ト云フ)枝元長辰、 奥田直之助、 木挽町の明治会堂にて開く豈好同盟の政談演説会へ、(会社ノ瓦壊)池内源太郎、 (利害ヲ異ニスル者頼ミ難シ) 矢野可宗、(豊好哉) 溝部維幾、 (地方税ヲ濫用スル勿レ) 外員藤田茂吉の諸氏にて当日の傍聴ハ無料なり。 (中央集権ノ余波) (政 府 ノ持 坂井次永、 (転ハヌ先ノ 山崎程者

七月二日の木挽町の明治会堂における政談演説会の開催が、

池内源太郎他一〇名の演題とともに告知されてい

報

田

の

演

説は

「左ノー

編ハ藤田茂吉カ明治会堂ニ演説セ

ル

大意

ナリ

友部鴻漸筆記」

として七月四

日付

の

その内容と明治会堂

知新聞』

に社説として掲載されている。

ここでは豈好同盟のことが示されていないが、

我至ラントスル所へ達シ得」るのだと述べている

す。井上寛一(貫一)、波多野一、枝元長辰、 回 のうち、 窺われる。 隔 週の開催を例としたようである。 の 『郵便報知新聞』 演 説会開催が確認出来る。 これまでに四編の演説記録を見ることが出来ているが、 第四表はそれぞれの演説会毎の、 の 「府下雑報欄」及び「広告欄」によれば、 いずれも「政談」 表中の○印及び△印は、 奥田直之助、 第五表は演説者別に予定された演題を整理したものである。 演説会を標榜している。 矢野可宗の回数が多く主要なメンバーであったことが それぞれの演説会当日に登壇が予定されたことを示 七月二日の演説会では、 この日を初めとして一〇月一五日まで 第三表はこれらをまとめたものである。 奥田直之助と藤田茂吉 に

の

記録がある

ば、 ある。 ある。 消滅したわけではない。「今少シク平穏ナルガ如キ者へ他日大ニ為ス所アランカ為」 従テ変化スルアルモ、有ヲ消シテ無ニ帰スル事」 説集誌』 てやや落ち着い 奥田 本年の世情は昨年のうちの物価騰貴や国会論の沸騰による「天下ノ人心恂トシテ寧カラザル」 わが国 「転バヌ先ノ杖」は国会開設そのものであって、 (第四号) 「転バヌ先ノ杖」 [の現状 ているかに見える。 に収録されている。そこで、 は内にあっては財政問題、 に述べるところは国会の即時 それが集会条例の効果なのかは知らない。 奥田は次のように言う。 外にあっては条約改正また琉球論の紛議があって実に多事多難で は出来ぬはずで、 開設論である。 「国会ニシテ開設セバ終始顚躓ノ患ナク、 ましてや「天賦ノ自由思想」 世の中のことは転ば 演説会開催の翌月に公刊され しかし、「凡ソ世 だけのことで ぬ先の用 1 を求める機運が ある。 中 其杖ニ依リテ 状態も収 心が緊要で た 物 とすれ 時

近代日本研究 を示すというが、 範学校の費用を減ずる議決をしてその運営に支障を来す処置を取ったというように、 って、 とみてよいであろう。 に要する費用の十分な裏付けを地方議会が拒否することによって、政府に対してその法律の改良の至当なること にあり「唯々諾々政府ノ命スル所ニ従テ膏血ヲ奉呈セサルヲ得」ない立場にあるのは確かである。 ることへの批判である。 演説であることから、 国会が開設されていないのも事実であって、「国税ニ関シテハ余輩ハ未タ何如ントモスル能 これは必ずしも妥当な考えではない。 藤田の述べるところは、「地方税」を武器に地方議会が政府に抵抗することが行われ いわゆる代議士無ければ租税無しと言うのはよい。しかし我国の現状が地方議会のみあ 七月二日の豈好同盟の演説会での演説 法律に問題があれば改善そのものを政府に進んで求める 「地方税ヲ濫用スル勿レ」 政府の決定する法律の執 の趣旨を伝えるも ハサルノ地位 東京府会が てい

この他に二編の記録が残されている。 矢野可宗及び波多野一のものである。 る。

地方税を「濫用」すべきでないというのである。

費目の削減という間接的な方法ではかえって貴重な金円を河中に投ずることになるだけのことであ

べきであり、

また法制の近代化を要求するものである。 はややまわりくどい論法になっているが、 矢野の八月六日の演説「尽一ノ死法ハ以テ万古ノ活人ヲ制スベカラズ」(『名家演説集誌・第五号』所収、同年九月刊) しかしその法律もその限りでは「死物」にすぎない。それは政府の、 法律は 基本的には先の奥田と同じく国会の早期開設と国約憲法の制定を求め、 「政府ガ社会公衆ノ安寧保護ヲ計」るために制定されるもので また人間の運用によって 「活機ヲ得

のままであっては実効を挙げることは出来ない。「法ヲシテ万世画一ナラシメズ、 あって、「其身体精神ハ共ニ発達シテ止ザルモノ」 なのである。「活物」としての人間を制御する法律が 能の時二随ヒ世ニ伴フテ変易 「死物」 テ以テ其効用ヲ生ズル」

ものとなる。そしてその人間は

「事物ヲ思慮スルノ精神ヲモ持シタ

ルー

個

ノ真活物」

ノ念慮ヲ断絶セ

シ

ム

ルニ

由リ独リ株式ヲ有スル者ニシテ壟断

ノ利ヲ占有セシムル者」

なのである。

開拓使官有

改更セシムベキ」 目 或ハ恐ル、 以来わずか十数年のうちに旧 つれて逐次法律も変更しないわけにはいかない。 達シナガラ、 して「自由 満足セザル 改革が進んではいるが、 テ我 「々成童ノ人民ヲシテ身ニ適シテ不便ナキノ衣服ヲ着スル また国 人間憤怒心ノ集ル処、 ノ制度」 尚 ノ法制」 ホ垂髫児 約憲法が ことが必要となる。 に変更しなければならない。 が少なくいのが現状である。 ノ服ヲ着セラレ、 未だ制定されていないことにあると述べる。そして、「一 「国家内外多事ノ今日ナレバ、 来の 面 凝結シテ不測ノ兇変ヲ生ズルコトアランコト 目を一新している。 子供の成長につれてその衣服を更新する必要があるように、 既ニ開明ノ域ニ進ミナガラ尚ホ野蛮ノ 今日の日本の人民は「決シテ昔日ノ幼稚人民」ではな 昨年には その原因はどこにあるか。それは国会が未だ開設され 「開明曙光ニ向フ」 如何ニ賢明ノ政府トイヘドモ、 「刑法、 自由ヲ得セシ 治罪法」が制定され、 状態にあっては「君主専制 メヨ。」と結んでい ヲ。 旧法ニ 国の衆人民ニシテ既 願クハ当路ノ君子早ク茲ニ注 制セラル 我々人民 次第に 「旧来 ル 二取 コト 時代の進 アラバ、 法」を廃 ノ陋法」 テ尚未 成童ニ てい 維 15

うなことが 情ヲ審カニシテ之ニ特別 二五万円を支出している事例のように、 官有物払下げ事件に関するものである。 ノ外ニ格段ナル保護ヲ与フル」ことを「特別保護」という。 板場ノ株 あってはならない。 ノ如キ一家特有ノ者ニシテ他ノ之ヲ有セザル者ハ更ニ営ムベキノ道ナシ」 ノ保護ヲ与フル」ことも時には必要である。 事物 ノ進捗 我国において「農工業ノ振ハズ汽船運輸 政府が一 競争ノ力与テ多キ 般に人民を保護することは至当のことであるが、 ニ居ル者」 例えば、 ただ、 政府が海運政策として三菱会社に毎年 なのであって、 かつての ノ盛ナラザル如キアラバ、 「株仲間」 という弊害を 「株式ナル の 仕組 この 者 のように 生 自 む 般 ょ

多野の九月三日の演説

「特別保護

ノ性質ヲ論ズ」(『名家演説集誌・第八号』所収、

同年一〇月刊)は北海

道

崩

拓使

近代日本研究 篇の 争して商業を営む者がないことになる。「封建ノ世ノ株式ノ如キ者ヲシテ、再ビ我国ニ現出セシメン」とするも 搬スルヲ許サズ」とある。そうであれば三菱会社も広業社もその利益は関西貿易商会の奪うところになって、 拓使の官有物払下げ問 れの問題関心に特定の方向が窺える場合もあるが、その時々の演説会も必ずしも一定のテーマを掲げるのではな 民ニ及ボス者」といわざるをえない。 払下げたと同じことになる。しかもかの商会の規則によれば「凡ソ北海道ノ産物ハ一切其商会ノ手ヲ経ザレバ 物払下げ問題のごときは払下げとはいっても実際は関西貿易商会に非常なる特別保護を与えたことに他 論ずることは出来ないが、 メ」る結果となったのであり、「我国ニ東印度会社ヲ見ルノ不幸ニ至ルヲ黙視」 かしこれもインドにおける「商売権ヲ占有シ、該地ニ跋扈シテ暴戻不条理至ラザルナク、 のであり、「全国人民ノ不幸誠ニ言フニ忍ビザル者」である。まこ とに「当路者ガ特別保護ヲ濫用シテ其害ヲ国 三〇〇万円の現価ある物品を三〇万円、 一万円を得るには一 議論にみるように、 メンバーそれぞれがかなり自由に論題を設定しているようである。 五表に見るように、 割の利子として一○万円あればよい。とすれば三○○万円の現価ある物品を十万円 題が おおよそ政府専制の批判とその問題の解決の手段としての国約憲法制定・国会早期開設 明治一四年七月から一〇月にかけての四か月にわたる時期であり、 一つの軸になっていたことは確かである。 一六名の六○をこえる演説の演題はさまざまである。 イギリスの東インド会社のように西洋にあっても特別保護の例はある。 無利息、三〇年賦で払下げるという。一年に一万円の支払である。 そしてその論調はたまたま残され 演題のみからその内容すべてを断定的に 出来ないと述べるものである。 メンバー個々に見ればそれぞ 太ダ英国 い わゆる北海 ノ面目ヲ辱 た前 の金額 な らな 年々 道開

を求めることを基調とするものであったとみてよいと思われる。

競 運 Ļ

之れが為入費は二万余円も掛り、

東京第一広きルーム」に文字通り立錐の余地なく聴衆を集めた演説会であったことになる。 性格」などはどのようなことを論じたのであろうか。第一節で引用した「明治の演説流行」

0

 \equiv

よび演題の予定を告知して、 に限らず諸種の団体の演説会についての『郵便報知新聞』 同 .盟の演説会におけるさまざまな演説は当時の人々にどのように受け止められたのであろうか。 具体的に開催当日の様子を伝えるようなことは殆どないのが通例である。 の関係記事は、 基本的には演説会開催日時と演 豈好同 豈好! 同 盟

についてはそうしたわずかな例として次のような記事一件が見られるのみである。

昨日木挽町の明治会堂にて開きたる豈好同盟社の演説会へ、聴衆凡そ千五百人斗りにて、

其論開拓使の事件に渉

りて之を排撃する時へ喝采拍手の声絶へず、余程盛んなことにてありき。(『郵便報知新聞』明治一四年一○月三日付

「府下雜報欄」)

書簡に「木挽町の会堂は既に落成、 非を論ずる件りでは千五百人の拍手が鳴りやまなかったと言う。明治一四年一月一九日付松岡文吉宛の福澤諭吉 第四表に示されているように、 奥田、 さながら払下げ問題追求集会になったのではないかと思われる。 矢野, 藤田、田、 高橋、 当日は井上寛一の「三千五百万人ノ声へ尚ホ一黒田清隆 梅木の演説があった。全員が開拓使の官有物払下げ問題を論じているように見 随分粗末の普請なれど、合して二百坪も有之、其演説堂には千余人も容るべ 現今の処にては東京第一広きルームなり」とある。 (3) 前記の記事が伝えるように払下げ問 ノ声ニ及バズ」 の 他 題

梅木忠朴の 盟 0 演

「革命 会

にみるように警察

豈好同

説

は

当局の神経を過敏にさせる場面を現出したであろうことが想定される。ただ、「外国ではこんなことは朝飯前だ」 と空嘯いたとあるが、 警察の取調べがそれほど厳しいものであったように回顧しているわけでもなさそうである。

千歳の五人車座

先の引用部分に続いて次のような一項がある。

驚して「喧嘩でもして来ましたか」と聞くから、どんな顔かと思ったら、雨の雫に撲たれた儘の、蛙の面みたいな顔 間物屋開業。イヤ一度酔いも酔った、あんなに酔ったことはなかったことがある。ポツリポツリ雨が顔へ当るのが、 数十本を行列させて喜んだもので、慷慨悲憤の気に満ち、演説の論旨を再演して、得意のもの、ロ角泡を飛ばし、酔 理店。松田は便所の綺麗なので名高く、千歳は登り段の大きい、五間幅位の西洋階段で有名であった。ソノ「千歳 帰途には、新橋の今の博品館のとこが、「千蔵」といふ料理屋であって、京橋際の松田に対して双方負けず劣らぬ大料 のが、報知社派の「東京議政会」であった。コレには中江篤介の門下も参加して、盛んに気勢を挙げていた。演説の でも生酔本性違はず、後戻りしてヤット探し出し、家へ帰ると書生が碁を打っていた。ソコへ顔を出すと、書生が吃 いい心地ちだが、土橋辺へさしかかると、一歩は高く一歩は低く、気がつくと、下駄を片方しか穿いていない。ソレ って前後を忘れたもので、「千歳」の名物茶碗むしをウンと食べたりしていよいよ解散となって、外へ出ると忽ち小 一种登って、五人位が車座となって、周囲にグルリ徳久利を、飲み干しては並べ、飲み干しては並べ、一本並みだが 当時代言人を代表していた、沼間守一の「鷗盟会」これに対抗といふ訳でもないが、対立して政府攻撃をやらかす 成程酔ふて前後を忘れるというが、何も彼も感じないものだと、ツクヅク思ったことがあった。 (4)

組織で、やがて立憲改進党を構成する有力な軸となった。豈好同盟の活動としてここに論じている時期からは若 梅木、坂本)に尾崎行雄、 第一表に見るように、 「嚶鳴会」の、また「東京議政会」とあるのは「東洋議政会」の誤りであろう。「東洋議政会」は、 豈好同盟のメンバーであった人々(井上、枝元、奥田、矢野可宗、犬養、藤田、 竹村良貞、 野田精一郎、矢野文雄、松岡直忠が加わって、明治一五年二月に発足した 矢野貞雄,

員名簿のままに表示した。波多野 (承)、本田、

干遅れるものではあるが、 おそらくは豈好同盟の演説会においても同様な雰囲気があったと思われる。

当時にあっては東京市中の特別に政治意識に目覚めた人と言うよりは、むしろ、ごく普通の人々が集った結果で されてより多くの人々の目に触れることになったのも忘れてはならないことである。(ほ) 新聞』の社説などのかたちで紹介され、あるいは『名家演説集誌』などの当時相次いで出版された雑誌類に収録 の所在の一端を解きほぐしてみせたことの重要性を見るべきであろう。また、これらの演説の内容が『郵便報 あったといってよいだろう。ここで多くは二〇歳前後の青年たちが厳しい言論統制下にあって人々に現状の問 埋めたのがどのような人々であったのか具体的に知ることができないが、その数が千人を超えたということは 変革をどのように考えるかといったいわば戦略的な構想に至るほどのものはあまり窺えない。ただ、明治会堂を 早期開設を言うにしてもその構成なり選出法などを議論するに今一歩踏み込んだものではないし、また、現状の **うところを訴えた心情の高ぶりはある。しかし、例えば前節で検討したそれぞれの演説記録にみるように国会の** ところで、第六表は豈好同盟メンバーの履歴を各年度の『慶應義塾塾員名簿』等を典拠史料としてまとめたも 「慷慨悲憤の気に満ち、 44等の数字は塾員名簿のそれぞれの刊行年度を示す。空欄は名簿に記載がないものである。 演説の論旨を再演」 して口角泡を飛ばしたという。 ここには多くの聴衆を前にして思

一六名の履歴の概略をみたい。

奥田の県会議員、 溝部の島根県庁から栃木県知事への就任、 犬養の衆議院議員、 そして池内の衛生組合

茂吉などの比較的知られた人物について履歴の記事が示されないことになるが、あくまでも典拠資料としての塾

村上についてはひとまず除いて、とりあえずこの表の限りで残る

長や坂

(井の電信郵便局長なども含めて中央・地方の政官界に関わった者の多いことが目につく。

神戸又新日報を刊行している。 日新 の折りに旅順に赴きのち病を得て帰国し明治二九年に没している。また藤田も初期の郵便報知新聞(9) 聞 社 衆議院議員となったことなどが知られる。 をはじめとして新聞関係者が多い。 表中空欄の枝元も別の資料によれば、 矢野 可 藤田は議員在任中の明治二五年に没して の五州社は明治一六年に神戸に設立された 郵便報知ほかの新聞社に関わ い る。 新聞 の中軸であっ ŋ 多野 (一)、 日清戦 社である。

び活動経過などにおいて相似た性格を持つものでありながら、 **豈好同盟**、 んだのは三井鉱山合名会社に関わった溝部、 梅木の両者の岩国学校および兵庫実業補習学校とあるのは英学教師としての赴任とみてよいだろう。 成立前史の 命保険相互会社、 稿でみたように、 経世社それぞれのメンバーの進路にかなりの相違をみることができる。 段階を担うグ 三井銀行、 豈好同盟とほぼ同時期に存在した経世社のメンバーには横浜正金銀行、 ル 豊国銀行等実業界、 ープとなっていたことを反映するものとみてよいだろう。 および関西石材取締役となった晩年の高木の二名である。 経済界関係者が多く、 とくに豈好同盟が先に述べたように、 政界関係者は衆議院議員が二名であって それは、 両 グル 大倉組、 1 立憲改 プが成立及 実業界に進 千代田

治 が発足して豈好 まで存続した。 豈好同盟の 一四年の政変がらみの問題などがあると思われるがなお別稿において検討することとしたい。 演説会は明治 ここで、 同盟の メンバ 豈好同盟および経世社両組織の存廃の事情についての考察が残されてい 四年七月に始まり、 ーの多くはそれに加わった。 一〇月まで存続した。そして翌年の二月には新たに東洋議政会 また経世社は同じく明治 四年 四 月に始まり、 る。 い わゆる明

次いで高木

- 1 松崎『経世社演説会について――明治十年代における慶應義塾系演説会の研究――』(『慶應義塾志木高等学校研究紀要二二輯』所収)
- 2 本稿のために利用した『郵便報知新聞』は大洋写真工芸社制作マイクロフイルム版及び柏書房刊・復刻版である。
- 3 百話』として刊行。同様の編著に『明治百話』『銀座百話』『明治新聞綺談』などがある。(平凡社版『日本人名大事典』) 篠田鉱造――明治四年、東京赤坂生れ。同二八年報知新聞記者。同三五年七月より古老の実話を聞き書きした連載を始め、
- 4 ないし「豈好同盟政談演説会」とある。なお、「豈好」の読み方を明記した記録は残されていないが、「がいこう」と読んだものと思われる。 会名について、『郵便報知新聞』の関係記事では「豈好同盟社」が一例あるほかは、すべて「豈好同盟」あるいは「豈好同盟演説会」
- (6) 『明治百話』一七ページ。

『明治百話』二九一~二九二ページ。

5

- 7
- 飾る読物は実話に限る」といい、「実話の気分といふものは、其話を一種の膜に包んで聴いている中に、 何ともいへない味がある。 まづ 理髪床で聞かされた世間話の魅力と、 話し上手な祖母の芝居話しを聞かされたことから育ったものだと述べている。 また、「新聞紙面を 自家陶酔を感じ、ソレを文字に写すに当って、ソノ気分が読者に以心伝心しなくてはならない」と述べている。 『明治百話』一七ページ。なお、同書の巻頭(一三~一六ページ)で編著者篠田は自身の「実話聴取癖」について、幼小期に預けられた
- 8 福澤研究センター編『慶應義塾入社帳』第一巻、第二巻。
- 9 『慶應義塾姓名録』(明治二四年刊)『慶應義塾塾員・学生姓名録』(明治二九年刊) 『慶應義塾塾員名簿』として参照したのは次の通りである。 『慶應義塾姓名録』(明治三三年刊)

『慶應義塾塾

10 『慶應義塾総覧』(大正四年刊)

員名簿』(明治四四年刊)

- 12 (『近代日本研究』第四号) 参照。 塾生演説グループ、明治政談演説会、東洋議政会への参加者については、松崎「慶應義塾精干社の人々―明治演説史の ひ と こ ま―」 立憲改進党員については『郵便報知新聞』明治一五年一一月に連載された党員名簿による
- 13 『福澤諭吉全集』第一七巻四三九ジーペ。

『明治百話』二九二~二九三ページ。

隈家が麴町有楽町にあった頃のことを知っている人は、次第に少くなって、今に知る人はなくなるに相違ない。としてその位置と周囲の 同書の「明治の演説流行」の一節は四項目から成っている。第一項は『有楽町の大隈邸』(同書、二九一ページ)であって、「大

ていなくなったものである。」と結んでいる。談話者は幼小期に大隈の屋敷内を遊び場にしていたようである。小学校が芝であったから大 門から大玄関まで長い丁場を、馬丁が先へ駆込んで来て『お帰りイ』といふ声が聞えると、悪戯ツ児は、一同蜘蛛の子を散す如く、消え 様子を語り、「大隈邸はとても広い邸で、桃の木が沢山あって、いい実がなるので、よく枝毎オッペショッテ、食べたり投出して置くと、

という回顧談で、「イヤ明治の演説会流行の話が飛んだところへ脱線してしまったものだ。さうしたことも全く思出の種だよ。」と結んで 寛一と会堂へ乗込んだら、いよいよ憲法発布が、翌年紀元節と極って、政府はこれを発表したのでこの演説会は御流れ」となって、前祝 堂で、演説会を開くので、前々から気勢を昂め、大演説をする積りで、憲政を敷くべく、政府を攻撃する手筈を極めて、枝元長辰、井上 **隈邸も行動半径の内にあったのであろう。この項目に次いで本文中に引用した『豈好同盟会組織』と『千歳の車座』が続いている。** いに祝杯を拳げようと土橋の昌栄楼へ出かけた。このことをのちに犬養先輩から「近頃君達は芸者遊びをするそうだが」とからかわれた さらに第四項目が『或日の犬養先輩』(同書、二九四ページ)である。「明治二十二年二月十一日憲法発布の前年、其日木挽町の明治会

- (15) 明治一五年二月六日付『郵便報知新聞』の広告欄に「今般、同志相謀り人民政治上ノ思想ヲ誘発スルガ為メ議政会ナル者ヲ設ケ、専ラ 府下ニ於テ演説、言論ニ従事シ兼テ各地ノ招聘ニ応ス。此段致広告候也。」とあって、井上他一四名の名がある。
- 上総松尾、同茂原、下総松戸、同千葉、同銚子、上州沼田、同高崎、野州栃木、陸前石之巻、岩代福島、羽後西大館、紀州和歌山、伊勢 州津に各一の計三六の書店名が拳げられている。 『名家演説集誌』の奥付によれば、各地発売書林として東京一三、大阪二、武州川越二の他に京都、常州、水戸、 同下館、
- (17) 注8、9、10
- (8) 西松五郎『神戸又新日報』略史」(『歴史と神戸』18―2所収:
- (19) 宮武、西田「明治新聞雑誌関係者略伝」による。
- 「慶應義塾出身名流列伝」による。

第1表 豈好同盟員一覧

					入社			卒業		*	*	*	*
氏	名	出身地	身分	生年月	主	年月日		年月		1	2	3	4
山崎	程者	愛媛県·伊予国温泉郡 生淵町	士族		10.	10.		12.	7.				
池内	源太郎	鹿児島県・日向国臼杵 郡富岡村	士族		12.	9. 28.	21.	13. 1	12.	精			
非上	宽一*	山口県	士族		8.	1.28.	12. 5				0	0	0
波多里	F -	山口県·周防国山口本町	士族		10.	4. 2.	19.	13.	7.	精			
枝元	長辰	鹿児島県・大隈国羅郡 加治木反土村	士族		12.	9. 15.	17.11	13.	7.	精	0	0	
奥田	直之助	鹿児島県・日置郡 串木野郷上谷村	士族		11.	6.	19. 9	14.	7.	精		0	
矢野	可宗	愛媛県·伊予国温泉郡 玉川村	士族	文久2.5.	12.	9. 22.	17. 4	14.	4.			0	
溝部	惟幾												
坂井	次平	青森県·田名部町	士族		11.	1.	18.	13. 3	12.	精			
大菱	毅	岡山県·備中国賀陽郡 真金村	平尺		9.	3. 6.	20. 5			猶	0	0	
矢野	貞雄	大分県·豊後国佐伯村	士族		8.	1. 11.	13. 2				0	0	ol
高橋	周治	新潟県·古志郡乙吉村 (改姓·近藤)	平尺		10.	9.	19.	14.	4.			0	
梅木	忠朴	愛媛県・伊予国温泉郡 玉川町	士族		10.	10.	18.10	14.	7.	精		0	
坂本	盛得*	鹿児島県・薩摩国川又 郡宮岐村	士族	文久1.9.	14.	3. 1.					0	0	
藤田	茂吉	佐伯県・豊後(旧姓・林)	平民		4.	11. 3.	19.	7. 1	12.		0	0	o
高木	喜一郎	豊前・中津			2.	11. 9.	19.	卒	2		0		

* 井上寬一 →井上貫一 坂本盛得 →坂元盛得 (『慶應義塾入社帳』)

(参考)

(5-7)				
波多野承五郎	木更津県・上総	士族	5. 3.18. 15.	7.12. 協〇
本多 孫市*				
*本多孫四郎	島原県・肥前	士族	4. 9. 13. 15.	
村上 貞一				1

※1 塾生演説団体

協:協議社, 猶:猶興社, 精:精干社

典拠:『郵便報知新聞』『慶應義塾入社帳』 『慶應義塾塾貝名簿』『慶應義塾総覧』

- ※2 明治政談演説会
- ※3 東洋議政会
- ※ 4 立憲改進党員

入社·卒業年••明治

第2表 経世社員一覧

				入社		卒業	*	*	*	*
氏 名	出身地	身分	生年月	年月日	年令	年月	1	2	3	4
小出儀一郎	高知県阿波国名東郡 住吉島村	士族	安政6.11.	12.10. 1.	19.11.	14. 1.		0		
渡部久馬八		士族		ケ4. 1. 7.	20. 9.		Ì	0		
高橋 正信			安政 4.9.		12. 2.		精			ı
高島小金治		士族	Į.	7. 6.11.		12. 7.		0		
矢田 	和歌山県東牟婁郡 新宮谷王子	士族	万延1.12.	13. 1.26.	19.10.	13. 12.		0		
渡辺 脩	愛媛県伊予国北宇和郡 岩谷村	7平尺	安政6.12.	12.10. 9.		14. 4.	精	0		
山本 長道		İ								
村田 豊			*	12. 12. 1.						
北川 礼弼	滋賀県越前国敦賀郡 元比村	平民		12. 2. 3.		14. 12.		0		
平賀 敏	静岡県駿河国安部郡 東草深町	士族		12. 9.12.	18. 2.	14. 12.				
山崎 程者	1	士族		10.10.	20. 1.	12. 7.				
山田 要蔵		1	安政 6.3.	12.11. 4.	19.	14. 4.		0		
(伊東)	都筑村									
久代孝次郎	新潟県越前国中歌津郡 高田四ノ辻通	士族	万延 1.3.	13. 4. 2.				0		
雨山 達也	中津			4. 2.29.	16.	7. 12.		0		
鎌田 栄吉	和歌山県	士族		7. 4.27.	16. 6.	8. 4.		0		
門野幾之進	志州鳥羽	士族		2. 4.17.	14.	卒		0		0

- ※1 整生演説団体猶:猶與社,精:精干社
- ※ 2 明治政談演説会
- ※3 東洋議政会※4 立憲改進党
- * 法律学校入社年月日

入社・卒業年……明治(ケ:慶応, ゲ:元治)

典拠:『郵便報知新聞』「慶應義塾入社帳』 「慶應義塾塾員名簿』「慶應義塾総覧』

第3表 豈好同盟演説会演説者一覧

			開作	崔月	· 日	(明)	台14年	F)	
	*	7 . 2	7 16	8 . 6	8 20	9 . 3	9 17	10 1	10 15
山崎 程者		0		0					
池内源太郎		0		0					
井上 宽一	*	0	0	0	0	0	0	0	0
波多野 一		0	0	0	0	0			0
枝元 長辰	*	0	0	0	0	0	0	0	0
奥田直之助	*	0		0	0	0	0	0	0
矢野 可宗		0	0	0	0	0	0	0	0
溝部 惟幾	*	0	0	0	0				
坂井 次永		0	0						
犬養 毅		0							
藤田 茂吉		Δ						Δ	Δ
高木喜一郎			Δ						
矢野 貞雄					0	0	0		0
高橋 周治						0	0	0	0
梅木 忠朴						0		0	
坂本 盛得								0	

※印 篠田鉱造『明治百話』にみる豈好同盟員他に波多野承五郎、本多孫一(孫四郎カ)、村上貞一

△印 外貝 (客員)

月・日	演説者	演 題
9. 3	井上 宽一 波多元 克田 医 一	不斬王倫国存亡未可知 特別保護の性質を論ず 一商社の命脉奚ぞ社会の公益より重からん 時機失ふべからず 片輪社会 我政府中果して自惚者なき歟 代議政体の起る偶然に非ず 與論は公共心を須って勢力あり
9. 17	枝元 長辰 矢野 可宗 井上 寛一 奥田直之助 矢野 貞雄 高橋 周治	干渉論 咄何者の竪(堅ヵ)儒か我外交の事を破る 似不戴天の敵とは夫れ誰を謂ふ乎 雨降りて地凝まる 節義功名亦重からすや 日英両国の交際果たして親睦なるを得へき乎
10. 1	井上 克 克 克 克 克 克 克 克 克 克 克 克 克 克 克 克 克 克 克	三千五百万人の声は尚ほ一黒田清隆の声に及ばず 日本の政治家 当局者何そ與論の向ふ処を察せざる 情実政治 憂国の精神をして散処せしむべからず 敵に兵を貸す者は誰そ 革命の性格
10. 15	井上 野 長之 町 茂 貞 周 天 藤 野 長之 町 茂 貞 周 田 野 氏 歯 長 カ 宗 吉 雄 治	碧眼奴輩の肝胆をして寒からしめよ 籠絡手段 日本の政治家 強大なるを以て之を畏る、勿かれ 此膝一屈不可復伸 時事勢力の弁 発明の事を論す 忍べよや忍べよや

豊好同盟演説会について

第4表 豈好同盟演説会演題一覧(明治14年)

月・日	演説者	演 題
7. 2	池井波枝奥矢溝坂犬藤山地井波枝奥矢溝坂光 野 直 町惟次 茂程町町 北次 茂程 時 長之可惟次 茂程	会社の瓦解 誰か一国の主権を有するものそ 陪審論 何をか善良政府と云ふ 転はぬ先の杖 利害を異にする者は頼み難し 豊好哉 中央集権の余波 航海の事を論す 地方税を濫用する勿かれ 政府の持病
7. 16	非上 寛一 波多野 一 枝元 辰 矢野 可長 矢野 唯幾 坂井 次永 高木喜一郎	誰か一国の主権を有するものそ 国権拡張の方法を論ず 専制は人の好む所 我政府は賭博を禁して賭博を許すの実あらざる乎 誰か老練家を以て自認するものぞ 東洋人の無気力は偶然に非ず 国会設立の近きにありとは決して信ず可らず
8.6	波多野 長寛太 井上 源 可之 大野 直 惟 程 出崎 程者	如何にして参政の権を得ん 一国の不幸は官民の確執より大なるはなし 客猶不属饗好以宝刀加渠頭 執政者識を誤る勿かれ 尽一の死法は以て万古の活人を制すへからす 耶蘇教処分を論す 任他の世の中 責任なき政府はなきに如かす
8.20	井上 第一 度一 放	

演説者	月・日	演 題
矢野 可宗	7. 2 7. 16 8. 6 8. 20 9. 3 9. 17 10. 1 10. 15	利害を異にする者は頼み難し 我政府は賭博を禁じて賭博を許すの実あらざる乎 尽一の死法は以て万古の活人を制すへからす 結合の種類 片輪社会 咄何者の竪(堅ヵ)儒か我外交の事を破る 情実政治 此膝一屈不可復伸
溝部 惟幾	7. 2 7. 16 8. 6 8. 20	豈好哉 誰か老練家を以て自認するものぞ 任他の世の中 内閣一参議なし
坂井 次永	7. 2 7. 16	中央集権の余波 東洋人の無気力は偶然に非ず
犬養 毅	7. 2	航海の事を論す
藤田 茂吉	7. 2 10. 1 10. 15	地方税を濫用する勿かれ 憂国の精神をして散処せしむべからず 時事勢力の弁
高木喜一郎	7. 16	国会設立の近きにありとは決して信ず可らず
矢野 貞雄	8, 20 9, 3 9, 17 10, 15	功成るの人何ぞ速やかに身を退けさる 我政府中果して自惚者なき歟 節義功名亦重からすや 発明の事を論す
高橋 周治	9. 3 9. 17 10. 1 10. 15	代議政体の起る偶然に非ず 日英両国の交際果たして親睦なるを得へき 乎 敵に兵を貸す者は誰そ 忍べよや忍べよや
梅木 忠朴	9. 3 10. 1	與論は公共心を須って勢力あり 革命の性格
山崎 程者	7. 2 8. 6	政府の持病 責任なき政府はなきに如かす
坂本 盛得	10. 1	(演題記事なし)

典拠:郵便報知新聞

第5表 豈好同盟演説会演題一覧(明治14年)

演説者	月・日	演 題
池内源太郎	7. 2 8. 6	会社の瓦解 執政者識を誤る勿かれ
井上 寛一	7. 2 7. 16 8. 6 8. 20 9. 3 9. 17 10. 1 10. 15	能か一国の主権を有するものそ 能か一国の主権を有するものそ 客猶不属饗好以宝刀加渠頭 噬臍の悔あらんよりは寧ろ政体変更の実挙あれ 不斬王倫国存亡未可知 俱不戴天の敵とは夫れ誰を謂ふ乎 三千五百万人の声は尚ほ一黒田清隆の声に及ばず 碧眼奴輩の肝胆をして寒からしめよ
波多野 一	7. 2 7. 16 8. 6 8. 20 9. 3 10. 15	陪審論 国権拡張の方法を論ず 如何して参政の権を得ん 祝すべきは開拓史処分か 特別保護の性質を論ず 籠絡手段
枝元 長辰	7. 2 7. 16 8. 6 8. 20 9. 3 9. 17 10. 1 10. 15	何をか善良政府と云ふ 専制は人の好む所 一国の不幸は官民の確執より大なるはなし 官有物を論す 一商社の命际奚ぞ社会の公益より重からん 干渉論 日本の政治家
與田直之助	7. 2 8. 6 8. 20 9. 3 9. 17 10. 1 10. 15	転はぬ先の杖 耶蘇教処分を論す 人民の自由と衝突するものは夫れ只憲兵か 時機失ふべからず 雨降りて地凝まる 当局者何そ與論の向ふ処を察せざる 強大なるを以て之を畏る、勿かれ

第6表 豈好同盟員履歴

		住 所・職 業				住所・職業
山崎 程者	44	没	犬養	毅	24	東京麹町区五番町
池内源太郎	24 29				29	東京市牛込区市谷砂土原町 衆議院議員
	33	宮崎県岡富村延岡本小路			33	東京市牛込区早稲田馬場下町 衆議院議員
	44	宮崎県延岡町本小路本小路衛生組合長			44	東京市牛込区早稲田馬場下町衆議院議員
井上 寛一			- 矢野	貞雄	_	NC04X17C04X34
波多野 一	24	山口県玖河郡 岩国学校	高橋	周治		
	29	山口県吉敷郡上宇野令村	面竹面	间征		44=+cH=100
	33		梅木	忠朴	44	神戸市兵庫三川口 市立兵庫実業補習学校
	44	没	坂本	盛得		
枝元 長辰	33	没	藤田	茂吉	44	没
奥田直之助	24	鹿児島県日置郡串木野上名村	高木基	三二郎	24	大阪毎日新聞社
	29	鹿児島県日置郡串木野上名村 県会議員				大阪府西成郡曽根崎村 大阪毎日新聞社
	33	鹿児島県日置郡串木野上名村 県会議員			29	日本建築合資会社 関西石材株式会社取締役
	44	鹿児島市池之上町				大阪府西成郡曽根崎村
矢野 可宗	24	兵庫県神戸栄町 五州社			33	日本建築合資会社
	29	愛媛県松山市紙屋町				関西石材株式会社取締役
	33	没			44	没
溝部 維幾	24	島根県庁				
	29	東京市赤坂区氷川町 三井鉱山合名会社	波多野	牙 系五郎	24	東京京橋区加賀町
	33	栃木県宇都宮市二里山官舎 栃木県知事		KTTYÞ	29	東京市麹町区一番町 三井銀行支配 人
	44	没			33	東京市芝区新浜町 三井銀行理事
坂井 次永	24	青森県電信郵便局			-	東京市麹町区上二番町
	29	青森県青森浦町			44	三井合名会社参事
		青森県電信郵便局	本田荘	系四郎		東京京橋区銀座
	33				44	没
	44	京都市三条大橋東詰 京都市三条大橋郵便局長	L	<u>貞一</u> 拠:『题	 と應業	

心シ置カズンバアルベカラズ。サリトテ世ノ中ノ事皆一朝偶

故

宣禍

ノ作ルハ必ズ兆ス所アリテ前ヨリ要心ノ出来ヘキ者ナ

必ズ由テ兆ス処アリテ存スルナリ。

彼三代将軍以後ニ至リテ

禍ノ作ルハ作ルノ日ニ作ラズ、

亦タ必ズ由テ兆ス所アリト。

古人モ言へル言アリ。

ニ作ル者トセバ詮ナキコトナレトモ、

豈好 同盟演説会演説記録

ぞれに注記した典拠によりここに再録する。再録にあたり漢 ままである。 字の用字は原則として現行通用の字体とした。変体仮名、合 字などについても現行の字体に改めた。仮名の清濁は原文の 原文にはない句読点を筆者の責任において適宜

同盟による政談演説会の演説記録四篇について、それ

転バ ヌ先 が健

豈好同盟演説会

奥田直之助

バヌ前ノ要心ヨリ緊要ナルハナシ。何事モ未ダ作ラヌ内ニ要 転バヌ先ノ杖ナリト。 宜哉、 凡ソ世 ノ中 う事 ハ転

諺ニ

旦

出スルハ所謂転バヌ先ノ杖ト云フヲ知ラザルガ故ナリ。否 狽後悔スルコトノアルベキ理ナシ。 之ヲ怠ルコトアラザレバ如何ナル事変ニ遭逢セシ迚、 世間往々狼狽スル者ノ現

狼

ルノ日ニ非ズ。以前宮裕ナルトキ余財ヲ貯蓄スルコトナク、 変ニ遭逢シテ然ルナルベシト雖、其由テ兆ス所ハ其事変ノ作 ラシテ飢寒ニ苦マシムル者アリトセンカ、是レ必ズ何事カ**事 玆ニ、一家ヲ破リ財産ヲ失ヒ、父母ヲシテ依頼スル所ナク妻子** 無事ノ日ニ当リテ予メ不慮ニ備フルコトヲ怠ルガ故ナリ。

ランヤ。 朝ノ事変ニ逢遭セシトテ何ソ俄カニ如斯ノ不幸ニ陥ルコトア テ余財ヲ貯蓄シ後日ノ不慮ニ備フルコトヲ知リシナレバ、一 後日ノ計ヲ怠リシトキニ原因スルナラン。若シ此等ノ輩ニシ

否 抑モ何故ゾヤ。是レ末世ニ於テ一二ノ苛虚失政アリシガ為カ 政権ヲ失ヒ、三百年来ノ偉業ヲシテ一朝烏有ニ帰セシメシ マン。何ゾ一朝ニシテ亡滅スルガ如キ事アラン。徳川覇府 日ニ当テ予メ不慮ニ備フルコトアレハ、何ゾ内憂外患ニ苦シ 日ノ計ヲ怠リシガ故ナリ。若シ治ニ居テ乱ヲ忘レス、無事ノ 皆転バヌ先ノ杖ヲ知ラザルガ故ナリ。目前ノ小安ヲ偸ンデ後 決シテ然ラズ。其政権ヲ失ヒ一朝亡滅ノ禍ヲ招キタル 政府ガー朝事アルニ当リテ狼狽後悔スルコトアルハ是レ 家一人ノ事ニ付テ然ルノミナラズ、一国政府ノ事モ亦然

シハ是レ亡滅ノ禍ヲ招キシ原因ト云ハザルベカラズ。若シ如 ニ安ジ後日ノ計ヲ思ハズ、驕奢ヲ極メ酒色ニ耽リ政治ヲ怠リ レ、「勝ツテ兜ノ緒ヲ締メヨ」 トノ教戒モ顧ミズ、 慨ネ祖宗家康ガ艱難辛苦ヲ嘗メテ大業ヲ起シタル ノ事 治平ノ名 ラ忘

業ヲ亡ボスヲ得ンヤ。近クハ現時財政ノ困難ニ苦ムヲ見 バ、仮令末世一二ノ失政アルモ伏見ノ一戦何ゾ三百年来ノ偉 斯ノ事ナクシテ租宗ノ遺意ヲ孜々トシテ政事ヲ怠ル事ナケレ ス所アルベシ。彼ノ徳川政府疲弊ノ後ヲ承ケ、 一二年来何カ失政アリシガ為メニ非ザルナリ。 必ズヤ由テ兆 維新以来

内外多事巨額ノ金ヲ要セシヲ以テ今日ノ結果ヲ生スルニ至レ

如斯コトナクシテ入ルヲ量リテ出ツルヲ節

シ必要

若シ、

ナラザルノ事業ニ干渉スルコトナカリセバ、未ダ現時ノ困難

処アラントスル也 推シテ将来ヲ戒メ、 雖トモ、吾輩ノ此言ヲ吐ク亦故ナキニ非ズ。 恰モ死児ノ年ヲ数フルト一般殆ンド無用ノ冗言ナルガ如シト ニ至ラザルモ 知ルベカラズ。 転バヌ先ノ杖ト云フヲ以テ玆ニ陳述スル 然レトモ是レハ既往ノ事ニシテ、 即 既往ノ例ヲ

古今其例多キヲ憂へ聊カ贅言ヲ費ス所以ナリ。

国会請願者西ヨリ東ヨリ輦下ニ集リ、 夫レ昨年 廟堂諸公ニ取リテハ昨年ニ比スレバ 琉球論 ハ銀貨ノ濫高下アリ。 ノ紛議等アリ。 内ニシテハ財政ノ困難アリ。 実ニ内外多難ノ時ナリト雖トモ、 従テ諸物価騰貴シ、 稍々寧歳ト云フベ 天下ノ人心恂々トシテ 外ニシテハ条約改 加フルニ ・キカ。

時

米価モ稍々下落シ、 シナラン。 寧カラザルカ如シ。 ニ少シク暴動ヲ為シタル者アリシノミ。 然レトモ、 国会論者ノ請願モナク、 故ヲ以テ当路者モ少シク配慮スル処アリ 今年今日ハ銀貨ノ変動モ甚シカラズ。 故ニ、 唯 廟堂諸公ニ於 秋田島根等

テモ, リト 必ズヤ治ニ居テ乱ヲ忘レズ、無事ノ時ニ当リテ予メ不慮ニ備 ١, 憂フベキノ勢アリテ憂フベキノ形ナキハ是レ天下ノ大患ナリ 以テ治安ヲ維持シ、天下治平ノ名アリテ而シテ治平ノ実ナク、 述セント欲スル処ナリ。 フルガ如キ深謀遠慮ノ在ルアルハ余輩ノ信ジテ疑ハザル処ナ ヲ下ス者ナキニ非ス。是、実ニ、余輩ガ憂トスル所ニシテ陳 雖 然リト雖トモ我政府ハ賢明ナリ。 天下ハ平穏ノ姿ナリトテ安堵安心ノ思ヒアリトノ評語 目前ノ小安ヲ見テ他日ノ乱原トナルヲ知ラザ 何ゾヤ。 古人モ言へル事アリ。 我廟堂諸公ハ俊傑ナリ

ゾヤ。 請願シ、 ヵ。 ラズヤ。 キカ。 其最モ甚シキ時ト謂ツベシ。或ハ元老院 ニ従テ変化スルアルモ、 国会論ノ我国ニ起リシヨリ玆ニ年アリ。 此 集会条例出デシガ為メカ、 是レ智者ヲ待テ後知ラザルナリ。 片ノ布告ノ力能ク人氏政治上ノ思想ヲ撲滅スルヲ得 然ルニ今年ニ至リテ一人ノ之ニ継ク者ナキ 甲去レハ乙至リ、 丙退ケバ丁論ズルニ至ル。 有ヲ消シテ無ニ帰スル事能 請願手続ヲ布告セシガ為 凡ソ世ノ中ノ物ハ ニ建白シ太政官ニ 而シテ昨年ノ 六抑 亦 如 モ何 盛

得ベキナリ。 アラザルナキ歟。 今少シク平穏ナル ズ先ヅ羽ヲ収メ、 終始顚躓ノ患ナク、 、杖トハ何ゾヤ。 明治一四年七月二日演説。 故ニ宜シク国会開設ニ着手スペシト云爾 蠖尺ノ伸ヲ取ルヤ必ズ屈スト云ヘル事 Ę 若シ然リト考フル ガ如キ者ハ、 国会開設是レナリ。 其杖ニ依リテ我至ラントスル所へ達シ 『名家演説集誌・第四号』 他日大ニ為ス所アランカ為ニ 時ハ今ヨリ早ク転バヌ先 国会ニシテ開設セ (明治 ヺ 況ヤ天賦

ノ自由思想ニ於テヲヤ。

、姿トナル

カ。

諸君知ラズヤ。

鷲ノ将ニ搏タントスルヤ必 然レハ則何ヲ以テ斯ク立消

丰

四年八月刊)より再録

社 說選

べ。

フ

此

可キノ謂アランヤ。

左ノー 演説セル大意ナリ 篇ハ藤田茂吉カ明治会堂ニ 友部鴻漸筆記

如

ノ多□幾万円ニ及フモ人民ハ之レヲ拒マサル可シ。 (\$5) ニセサル可ラス。徴税法ニ戻ラスシテ珄義明カナラ 明カニ 務無キヲ謂フナリ。 シ、代議士ヲ以テ議定セサルノ租税ハ人民之レヲ 人ノ諺ニ日 セ サ ル 可ラス。 7 徴税法ニ戻ラスシテ理義明カナラハ、金額 故二、 代議士無クンハ租税有ルコト 納税者ハ先ツ納税スベ 徴税者ハ先ツ徴税ス可キノ理義ヲ 丰 ノ義務ヲ明カ 納 無シト。 ムル ノ義 蓋

若ッ夫レ

ランヤ。余輩ハ今日ノ代譲士ニ望ム所ハ此ニ外ナラサルラリ。

ナリ。 アリ。 雖モ人民ハ之レヲ納ムルヲ願ハサル可シ。 カラスト雖モ金額極メテ少シ、暫々之ヲ納ムルモ可ナリト。 リ徴税ノ理義ニ関セス、一文半銭ト雖モ理義ニ背テ出 徴税其法ヲ得スシテ理義明カナラスンハ、 ハ則止マン。 モノト謂フ可シ。若シ代議士ニ因リテ税ヲ徴スルノ法ナク ノ謂ナシ。 ノ如キハ唯徴税ノ多寡ヲ以テ支出スルト否トヲ決スルモノ 世ノ納税者此理ヲ明ニセス、 啻□納税ノ理義ニ背クノミナラス国民タルノ義務ヲ失 荀クモ理義アラハ百万ノ多キモ辞ス可ラサル 荀クモ其法アラハ如斯ノ主義ニ由リテ納税 或ハ曰ク、徴税ノ法正シ 税額ノ多寡 一文半銭ノ少キト [タス可 八固

リ ト 権利ヲ有セリ。今日、我府県会ノ権利不充分ナルハ固 税ニ至リテハ我地方人民ハ既ニ其徴収支、 府ノ命スル所ニ従テ膏血ヲ奉呈セサルヲ得ス。然レトモ地方 ナスコト ノ不充分ナルカ為メニ代議士ノ任ヲ尽ス能 ノ不当ヲ牽制スルノ力ヲ有シタリト調 ント 今ヤ我邦国会未タ立タス。 国税ニ附テハ人民未タ其当否ヲ論シ其議事ヲ以テ法律 モ モスル能 府県会ニ附与セラレタル権利ヲ以テ代議士ハ猶徴税 能ハサルナリ。故ニ、 ハサルノ地位ニ居ルモノナレハ、唯 代議士ヲ以テ国費ヲ議スルヲ得 国税ニ関シテハ余輩 フ可シ。安ンゾ其権利 将ニ喙ヲ容 でお諾 4八 未タ何 ヨリナ 々政

ハスト云フノ理ア

議員ハ才学智識アルノ士ニアラスンハ、

則

老錬若実ノ人ナ

ノ殊ニ満足セサル所ナキニアラズ。蓋シ、

而シ

今 日**、**

地方議会ニ現ハル、所

ノ事実ニ付キ、 今日ノ府県会

示

スニ若カスト明言セルモノアリト。

此言ノ如キハ、

ニ濫用ノ悪字面ヲ以テ其支弁ヲ評セシムルニ至ルコトアリ。 ヲ全フセシメズ、夫ノ粒々辛苦アル民膏ヲ腐化セシメテ、遂 カ為メニ人民ノ膏血ヲシテ腐化セシムルカ如キコトアル可ラ +)-ルヲ信スルナリ。 ラシメンコトヲ深慮スルヤ明ナリ。 ヨリ徴税ノ理義ヲ明カニシ、 議員一朝意ヲ居クノ正シカラサルヨリ、 故ニ、 其代議士ノ任ヲ負テ議場ニ上ルヤ、 殊ニ地方税ヲシテ濫用ニ帰 又其持說, 租税ヲシテ其効 ノ行ハレサル

政府ノ其法律ヲ改良スルニ注意センコトヲ求メタリト。 議会ノ意見ニ適ハサル所アリト雖モ、 故ラニ其費用ニ節 ノ聞ク所ニ拠レハ、 県会ノ権利ヲ以テ之ヲ廃棄スルヲ得サルニ (減ヲ加ヘテ人民ノ決意ヲ示シ、 某県会ノ如キハ其地方税ノ項目中、 政府ノ法律ヲ以テ定メ · 以 テ 是レ、

思ハサル可クンヤ。

ヲ以テ定メタルモノナレハ議事ヲ以テ動カス可ラストシ、 熱心以テ其実行ニ求メサル可ラス。今ヤ然ラス。既ニ、法律

其

果シテ実事ナルヲ判定スルコト能ハスト雖モ、

現ニ東京府会

ニ於テモ此ニ類スルノコトナキニアラス。余輩ノ聞ク所ニ拠

師範学校ノ無益ナルモ政府ノ法律ニ由リテ定メタルモ ハ、東京府会ニ於テ師範学校ノ費目ヲ議スルニ当リ、其議員

之ヲ奈何ントモスルコト能ハサルカ故ニ、

其費目ヲ減

ノナ

テ実行ニ差支ヲ生セシメ、

以テ政府ニ其改良ノ至当ナルヲ

ヲ政府ニ請願スルモ亦可ナリ。而シテ、之ヲ請願スル以上ハ 結果ヲ望マサル可ラス。 与セラレタルカヲ知リ、其法律内ニ至当ノ事ヲ求メ、最良ノ シ。然レトモ、万一此クノ如キノ精神ヲ以テ議決スルカ如キ シ。 又**、** 東京府会カ師範学校ノ費目ヲ議決シタルノ主意ニアラサル ノ代議士タル者ハ、先ツ現在 コトアラハ、府民ノ不幸之レヨリ甚シキハナシ。凡ソ、 此 ノ如キノ精神ハ他ノ議決ニ及ヒタルニアラサル 法律ノ改革ニ就テ意見アレハ、之レ ノ法律ヲ以テ如何ナル権利ヲ附

法律ヲ改ムルト改メサルトハ政府ノ意ニアリ。政府若シ幾年 カ +)-謀ルノ道ヲ得タルモノニアラサルナリ。蓋シ、議会ハ此 テ其事ヲ不完全ナラシメ、 テ事ヲ行フトセンカ、宜ク其法律ノ下ニ効ヲ全フスルヲ謀ラ ンテ法律ノ改革ヲ求ム可シ。若シ、已ムヲ得スシテ法律ニ遵 完全ナラサルヨリ、 キ場合ニ於テ只□点ノ決ス可キアルノミ。若シ、夫レ法律ノ 費用ヲ減シテ其事ノ衰微ヲ促カシ、議決ヲ以テ暗ニ法律ノ行 ハレサルヲ求ムルカ如キアラハ、地方議会カ其地方ノ為メニ モ河中ニ投スルカ如クナラシムルハ、 ル可ラス。今ヤ然ラス、 法律ニ従フコト能ハストセンカ、 為メニ費ヤス所ノ金円ヲシテ、 法律ニ遵フテ効ヲ行ヒナカラ、 果シテ何 ノ心ソヤ。

若シ、其儘ニシテ差措ン乎、決シテ社会ニ向テ一害

ヲモ禁ズルコト能ハズ。

タル

ノ効用ヲ見ル能

ハザルナリ。故ニ、此法律ヲシテ真ニ

其利益ヲ生ゼシメンニハ人ア

一弊ヲモ除クコト能ハズ。毫モ其法

ル

ナリ。

嗚呼、

之ヲ制御セントスルノ法律ヤ死物ナリ。

其法律タルノ実効ヲ奏セシメ、

希望スルナリ。 の議員ノ深クコ、ニ注意シテ、此ノ如キコト無カランコトヲリルヲ得ス。是レ、議会自ラ租税ヲ濫用スルモノナリ。余輩ヲ経ルモ之ヲ改メズンハ、議会ハ年々若干ノ金ヲ河中ニ投セ

日演説、藤田茂吉「地方税ヲ濫用スル勿カレ」(注)『郵便報知新聞』 明治一四年七月四日社説。 豈好同盟七月二

制ス可ラズ 足一ノ死法へ以テ万古ノ活人ヲ

豈好同盟演説会 矢野可宗

働クニ非ズ。体アリテ自ラ動クニ非ズ。唯是レー個無形ノ死之ヲ禁センガ為メ設クルモノ是ナリ。此法律ヤ手アリテ自ラノ安全幸福ヲ標準トナシ、荀モ之ヲ碍ゲ之ヲ傷フモノハ一切「ラズ、コノ業ハ人民ニ不為メナリ営ム可ラズト、常ニ吾人可ラズ、コノ業ハ人民ニ不為メナリ営ム可ラズト、常ニ吾人がと、大律トハ果シテ如何ナルモノゾ。則チ、政府ガ社会がのニ非ズ。体アリテ自ラ動クニ非ズ。唯是レー個無形ノ死

具シ、且ツ事物ヲ思慮スル 其儘ニシテ置ンニハ只一個ノ狂言ノ仕組ノミ。無学ノ傖爺ヲ 真ニ逼ルノ妙アル者ニテ、戯曲中ノ巨擘ト称スル彼ノ忠臣蔵 シムルノ人ハ猶ホ俳優ノ如キ乎。夫レカノ演劇ヤ如何ニ。 モノナリ。決シテ万古ニ渉リテ一定変ゼザルノ死物ニハ非 ニシテ、年所ヲ経ルニ随ヒ其身体精神ハ共ニ発達シテ止ザル 而シテ、此死物ヲ以テ検束シ其範囲内ニ籠絡セントスル社会 称シテ死物ト為サベル可ラザルナリ。已業ニ法律ヤ死物ナリ。 活機ヲ得テ以テ其効用ヲ生ズルモノニシテ、其本質タル之ヲ シテ之ヲ実地ニ演セシメ之ヲ現状ニ擬セシメサルヲ得ズ。今、 能ハズ。決シテ演劇ノ実価ハ之ナカルベシ。此演劇ヲシテ真 シテ善ヲ勧メシムル能ハズ。無智ノ野嫗ヲシテ悪ヲ懲シムル 仕組立涙ニ整理シ充分ニ備足シ、 カラズ。之ヲ演劇ニ譬フ。法律ハ猶ホ其仕組ノ如ク之ヲ働 リテ之ヲ働カシメザル可ラズ。人アリテ之ヲ動カシメザ ノ人間ナル者ハ之ニ異ナリ、健全ノ体驅ヲ有シ強壮ノ手足ヲ 夫レ、法律ノ如キモ之ニ異ナラズ。政府アリテ之ヲ働カシメ ニ劇タルニ背カザルノ実価ヲ得セシムルニハ、則チ、俳優ヲ ノ如クナルモ、其仕組ハ独自ニテ妙ヲ得ルモノニ非ズ。若シ、 ノ精神ヲモ持シタル一個 一世ノ人情時態ヲ模写シテ jν 其

難ント謂可シ。法律ト人民トノ関緊ヤ夫レ如斯、一ハ死物ニセラル、ノ人間ヤ活物ナリ。死ヲ以テ活ヲ待ツ。施政ノ事亦

其趣ヲ異ニスル、

働ノ活機ヲ有

シ、常ニ変遷シテ極マリナキモノナレバ、

シテ機ニ臨ンデ活動スルコトナク、

嗜好スル所ト為ラザルコトナキヲ知ンヤ。人事変遷ノ速カナ 必ズ先ヅ其当時ノ世態人情ニ基カザルベカラズ。雖然、 ケンヤ。 外ナラザレバ、其法ヲ制定スルニ当リ、安ンゾ数千百年ノ未 時ニ随ヒ世ニ伴フテ変易改更セシムベキアルノミ。蓋シ、其 ナリトノ願望セシ所ノモノ今年ハ亦非ナリトノ排斥スルモノ テ障碍ナク之ニ合シテ支吾ナキノ法例ヲ制定セントスレハ、 来ヲ洞察シ万古ニ通ジテ障害ナキ一定則ヲ設クルコトヲ得ベ 始メ法ヲ制スル人間ハ、彼ノ天上ニ在リト云フ「ゴット」ノ如 大ニ実際上弊害ヲ醸出スルコト尠シトセザルナリ。然レバ則 其法律ヲ取扱ヒ之ヲシテ活動セシムルノ方法如何ニ依リテハ、 ガ如ク吾人々間 其制法ノ準縄タル、当時ノ世態人情ニシテ其変遷斯 昨日ノ渕 神通自在ノ力ヲ有スルモノニ非ズ。均シク通常ノ人類ニ 如何セバ此弊害ノ生ズルコトナク法律ノ実効ヲ見ルヲ得 今日邪トシテ嫌悪スルモノ、安ンゾ明日ハ亦正トシテ 曰ク、 故ニ、其立法者ガ採リテ以テ準縄トナシ、之ニ適シ ハ今日 他ナシ、只法ヲシテ万世画一ナラシメズ能ク ハ活物ニシテ其変遷ヤ極マリナク、 瀬 トナルガ如キノ比ニ非ザルナリ。 去年是

安ンゾ独リ、

其準縄ニ拠リテ制定セルノ法律ノミ変更セ

然トモ、

漸ク星霜ヲ経、

開明ノ曙光ニ向フニ及ブハ、

次第ニ

豊ニ啻ニ氷炭相容ザルノ比ノミナランヤ 一ハ全ク之ニ反シ自動自 両者 既 ザルヲ得ベケンヤ。 諺ノ如ク専制抑圧ノ政治ヲ施行シテ一ノ不当ヲ見ルコ 皆、只、卓出ノ酉長ヲ戴キ其命令ヲ聴キ其指揮ニ随フテ知 初野蛮朦昧ノ時代ニ於テハ一般ノ人民自治 其法律ノ変更セザル可ラザル智者ヲ待テ後ニ知ザルナリ。 シ。況ンヤ、一国人民ノ安全幸福ニ直接ノ関繋ヲ及スノ法律 共ニ改更セザル可ラザルハ、児童ノ衣服ニ於テスラ猶斯ノ如 テ変遷極リナキノ活人ニ接スルニハ、其死物ノ活人ノ変遷ト バ、其不都合不便利ハ果シテ如何ゾヤ。一定不変ノ死物ヲ以 ニモ拘ハラズ依然其衣ヲ改メズ旧服ヲ着セシムルガ如キアラ 衣服ヲ更新セザル可ラズ。若シ然ラズシテ、其児ノ成長スル 調ヘザル可ラザルナリ。又、成長シテ十歳以上ニ及ベバ、更 ヲ以テ之ニ服セシムル能ハズ。必ズ更ニ大ナル寸尺ノ新衣ヲ ルヲ得ベシト雖トモ、既ニ五六才ノ比ニ至レバ最早赤子ノ衣 歳月ヲ経ザルニ当リテヤ、僅々数尺ノ布ヲ以テ能ク之ヲ裁 定則ナリ。 = ニ於ヲヤ。太初渾沌ノ時代ヨリ逐次開明 ノ比ニ至ル迄ハ、漸次其体ノ成長シ其身ノ大ナルニ随ガヒ其 ニ又之レニ適スルノ大衣ヲ裁セザル可カラズ。如斯シテ弱冠 セザル可ラザルナリ。コレ蓋シ、 斯ル人民ニ向テハ、愚民ノ上ニハ苛キ政府アリト 諸君乞フ、カノ児童ノ衣服ヲ看ヨ。其生レテ未 必ズヤ、 時ニ随ヒ世ニ伴フテ其変更ヲ共 死物ヲ以活物ニ接スル ノ域ニ進ムニ随 ノ何物タルヲ知ズ、 太

ノ国会ハ何故ニ未ダ開設セラレザル乎。

彼ノ国約憲法ハ何

昔日ノ幼稚人民ニ非ズ。 ルニ至ラン。 為メノ法律ニシテ、 リ。果シテ如斯ニ至レバ、 遂ニ之ニ堪得ズシテ如何ノ兇変ヲ生出センモ計ル可ラザルナ 衣服ヲ以テ、我成童タル日本人民ニ着セシメントスルノ状ナ 治罪法ヲ発行セラレタルハ、 ズ。殊ニ昨年ニ於テ彼善美ニシテ世多ク比類アラザル刑法、 如キノ状態アリ。 テ歳々相異ナルノ活人ヲ制セントスルガ如キアラバ、 若シ夫レ然ラズシテ文化大ニ進ミ、 所ナリ。 旧 如キ法律ヲ施シ、 顧ミテ我日本国ノ内状ヲ観察スルニ、 !来ノ面目ヲ一変シ恰モ東海ニ一個ノ新国ヲ造リ出セシガ ノ法制少ナカラザルナリ。 如何ニ賢明ノ政府ト雖、 旧来ノ陋法ヲ改革シ改進ノ処置ヲ施シタル ノ如キノ人民ニ向テ獷猛野鄙ナルコト ナリ。 然リト雖モ、奈何ンセン、国家内外多事ノ今日ナレ 法ヲ執ル者豈ニ戒メテ警メザル可ケンヤ 於兹乎、 何ゾヤ、 却テ一国ノ治安ヲ破リ禍乱ヲ招クノ媒タ 万古ニ渉リテ画一毫モ変更ナキノ法ヲ以 維新以来僅々十数年ノ間ニ於テ、 我賢明政府ハ亦大ニ注意スル所ア 社会ノ安寧ヲ致シ幸福ヲ謀ランガ 彼ノ世間ノ論者ガ喋々シテ止 我々人民ニ取リテ尚未ダ満足セ 余輩人民ノ我政府ニ向テ謝シ奉 十歳前後ノ垂髫児ニ適スル 自由権理ノ行ハル、 今日ノ人民ハ決シテ -阿非利-コト勘ナカラ 人民ハ 加内部 コ 実

君主専制ノ法ヲ廃シテ漸次自由

ノ制度ニ変更セザル

可ラズ。

#

着セラレ、 ダ計ル可ラズ。 問柄ヲモ顧ミズ暴挙ニ出デ、以テ其素志ヲ貫カントスルモ未 当ノ新衣ヲ賜ハランコトヲ請願スルナルベシ。 共ニ交際ヲ為ス能ハザルノ事情ニ至ルベシ。 ミナラズ強テ之ヲ服セントセバ、 ジテ之ヲ服スベキ乎。 故ニ未ダ制定セラレザル乎。 ク玆ニ注目シテ我々成童ノ人民ヲシ ラル、コトアラバ、 国ノ衆人民ニシテ既ニ成童ニ達シナガラ、 尚聴レザレバ、 適セズシテ其不便ナルヲ思フベシ。 着セシムルニ垂髫児ノ衣服ヲ以テセバ、 ルナリ。 ノ兇変ヲ生ズルコトアランコト 既ニ開明ノ域ニ進ミナガラ尚ホ野蛮ノ旧法ニ制 最早十七八歳ノ成童ニ達シタリ。 人 我不便ト我恥辱トニハ換ラレズ、 或ハ恐ル、 個ノ人間ニシテ、 荀モ痴者ニ非ザル 我人民ハ十歳未満ノ小児ニハ 人間憤怒心ノ集ル処凝結シテ 外人ノ為メニ嗤笑セラレテ テ身ニ適シテ不便ナキノ ヺ 啻ニ其不便ヲ感スル 既ニ然リ。 ヨリ 願クハ当路ノ君子早 尚ホ垂髫児ノ服 成童タル者能甘 此時ニ当リテ適 十七八歳ノ成 ハ必ズ其服 モシ請願シテ 遂ニ親子ノ 況ンヤ ジノ身 非

连 年九月刊)により再録 明治一四年八月六日演説。 『名家演説集誌・第五号』 衣服ヲ着スルノ自由ヲ得セシメヨ

不測

特別保護ヲ論ス

豈好同盟演説会ニテ 波多野

特別保護トハ既ニ字義ニ於テ明カナリナルガ如ク、(マこ)

シメンガ為メ、格段ニー人又ハ一地方ヲ保庇スルハ、是則、 励セン為メ特別ニーノ会社ヲ保護シ或ハ其ノ事物ヲ隆盛ナラ 般ノ保護ノ外ニ格段ナル保護ヲ与フルヲ謂ナリ。仮ヘバ政 八一般ニ人民ヲ保護スルハ至当ナリ。 而ルニ、其事業ヲ奨

府

諸君ヨ、

特別保護ト云フベキナリ。

至レバ、啻ニ害アリテ益ナク損アリテ利ナキノミナラズ、偶 ル所ナリ。 盛衰アレハ其衰フル者ヲ特別ニ保護スルハ勢ノ止ムヲ得ザ 夫レ、 然レトモ、 事物ニ盛衰アルハ自然ノ数ニシテ人事ノ常ナリ。 故ニ、特別保護ハ政治上亦欠クベカラザルノ場合 其要否如何ヲ顧ミズシテ濫リニ之ヲ行フニ 已

シ小少ニアラザルナリ。 、以テ私慾ヲ逞フスルノ婯具トナリ、国民ヲ□害スルニ至ル キアルノミ。故ニ特別保護 ノ事タル其利害ノ関スル所、 蓋 リト謂フベキナリ。

以テ国カラ菱蘼セシムルニアラズヤ。航海ノ権全ク外人ニ帰 求シテ輸出ノ産物ナクンバ、金貨濫出、貿易ノ不平均アリ。 運輸ノ利皆外人ノ専有スル所トナレバナリ。夫レ、外品ヲ購 ズ。又、汽船会社ニシテ衰徴セバ航海ノ権尽ク外人ニ帰シ、 シ我ノ船艦用イルニ足ラズンバ交通ニ不便アリ。運輸ニ不便

アリ。以テ一国ヲ衰退セシムルニアラズヤ。此ノ時ニ当テヤ

是等ハ則、 バ他ニ外人ノ航海権ヲ制スル者アルヲ聞カズ。往年「ピーオ ル者ニアラザルナリ。而シテ今ヤ三菱会社ニ由ルニアラズン 雖トモ、沿岸航海ノ権ヲシテ百人ニ専有セシムルハ策ノ得タ 場合ナリト云フベキカ。夫レ二十五万円ノ金額尠ナカラズ 年ニ十五万円ヲ捐テ、三菱会社ヲ保護スルガ如キハ、則、 必ズ特別ニ保護ヲ与ヘザルベカラザルナリ。彼ノ我政府ノ毎 ー」会社ト三菱会社ノ競争ヲ以テ知ルベシ。豈、危カラズヤ。 特別保護ノ宜シキヲ得タル者ニシテ国家ニ利益ア 此

進捗ハ競争ノ力与テ多キニ居ル者トス。彼ノ巨万ノ全額ヲ擲 ベキノ道ナシ。是、 ズト雖トモ、其一原因ヲ占ムル者ハ彼ノ所謂株式ナル者アリ 株ノ如キ一家特有ノ者ニシテ他ノ之ヲ有セザル者ハ更ニ営ム テ事業ノ進路ヲ遮断スルニ是レ因ルナリ。即チ、 昔シ封建ノ世ニ当リ文明ノ進捗ヲ妨害セル者一ニシテ足ヲ 贵 商業進歩ノ方ナランヤ。凡ソ事物 酒屋板場

亦不可ナカルベシ。何トナレバ、我国ハ農工物産ヲ必要トス 如キアラバ、其事情ヲ審カニシテ之ニ特別ノ保護ヲ与フルモ

例令バ、我国ニ於テ農工業ノ振ハズ汽船運輸

ノ盛ナラザル

ルガ故ニ、若シ之ニ不足ヲ生セバ供給ヲ外国ニ仰ガザルヲ得

ト雖ト 所ノ彼ノ開拓使官有物払下ノ如キ、 是ナリ。 別保護ヲ為ス、 夫レ斯ノ如シ。 者ノ不幸亦知ルベキナリ。嗚呼、 禍害タル啻ニ其商業ヲ営マントスル者ノ不幸ニ止マラズ。 リ株式ヲ有スル者 テ競争ノ心ヲ発揮セシムルノ利益アルニ由 者ナラズヤ。 ヤ十年ノ後ハ其利子ダモ払ハザルニ至ルヲヤ。 万円ヲ有セバ足レリトス。 タリト 関西貿易商会ニ非常ニ特別保護ヲ与フル者ナリ。 ニ現出セシメントス。 三十分ノータ | 此株式ナル者ハ自他競争ノ念慮ヲ断絶セシムルニ由 現価アル物品ヲ三十万円、 彼 今夫レ年々一万円ヲ得ント欲セバ、 セバ、 一人株式ヲ有スル者ハ他ニ競争者ナキヲ以テ粗造ノ品物 抑モ今日輿論ノ己ニ呶々囂々トシテ不平不満ヲ鳴ス(旦ヵ) 世人ノ不得止之ヲ買ハザルヲ得ザレバ、一般需用 jų, 其一年ノ上納スル所僅カニ一万円ニ過ギザルナ 其残余二百九十万円ハ全ク商会ノ利益ニシテ政 恰モ封建ノ世ノ株式ノ如キ者ヲシテ再ビ我国 豊ニ鑑ミザルベケンヤ。 十万円 ニシテ壟断ノ利ヲ占有セシムル者ナリ。 何ゾヤ政府ノ関西貿易商会ヲ保護スル ノ金額ニテ払下グル 然ラバ則チ是レ三百万円ノ現価 無利足、 特別保護ノ害ヲ社会ニ流ス 名ハ払下ニ属スト雖トモ 三十ヶ年賦ニテ払下ケ 而ルニ今ヤ不当ノ特 割ノ利子ニシテナ ルニ非ズヤ。 ŀ 豊実ニ 簾価 一般ナリ。 蓋シ三百万 加 蓋 其 独 ル

セ

ザルヲ得ンヤ。

ル ス ŀ

切其商会ノ手ヲ経ザレバ運搬スルヲ許サズト。 ヲ得テ北海道ノ全商権ヲ掌握セバ其結果タル、果シテ如何ゾ 及ボス者ト云ハザル 廃シ其職ヲ空フスルヤ必セリ。是レ競争シテ商業ヲ北地ニ 三菱会社モ広業社モ其利益ハ皆該商会ノ奪フ所トナリ其業ヲ 々甚シク湿手粟ト一般ナリ。之ヲ如何ゾ彼ノ封建ノ世ノ株式 ム者ナキナリ。 ナリ。 ル知ルベキノミ。 諸君、 同視セザルヲ得ンヤ。 彼ノ商会規則ノ言フ所ヲ聞ケバ、凡ソ北海道ノ産物ハ 試ミニ 是レ豊ニ当路者が特別保護ヲ濫用シテ其害ヲ国民 思へ。 己ニ競争者ナケレバ該商会ノ利益ヲ営ムヤ益 ベケンヤ。 全国人民ノ不幸誠ニ言フニ忍ビザル者ア 関西貿易商会ニシテ若シ此特別 果シテ然ラバ文明ノ進捗ニ於テ遮害 我輩如何ゾ咄々恠事ノ嘆ヲ廃 果シテ然ラハ

テ非常ノ時

間ヲ費シテ開設セル勧業博覧会ノ如キ其利益

トス

府ノ特別ニ之ヲ保護スル者ナリト云ハズシテ何ゾヤ。

孰レノ点ニアル

ヤ

是レーニ

農工ノ事業ヲ執ル者ヲ

シ

西貿易商会ノ保護モ大ニ之ニ類似スル者ナリ。 ラ 年代ニ與リテ英王エリサベス、 シテ之ト競争セントスル者ヲ妨ケ該地ニ跋扈シテ暴戻不理 免許ヲ得テ印度地方ノ商売権ヲ専有シ、 トセス。 然リ ザ ルナク、 ١ 彼ノ英ノ東印度会社ニ於ケル是ナリ。 雖トモ、 太ダ英国 如此、 ノ面目ヲ孱シメタルコトアリ。 特別保護ハ西洋ニ於 ゼームス、 英国人ノ印度ニ商 チャー テモ其 該社ハ千六百 我輩、 レス等 例 ナ 関 シ

至 売

玉

ニ東印度会社ヲ見ル

ノ不幸ニ至ルヲ黙視スペケンヤ

近代日本研究

而シテ今ヤ我国ニ此ノ畏ルベキ東印度会社ノ覆轍ヲ踏マント 当ヲ失スルアレバ其害ヲ社会ニ流ス。彼東印度会社ノ如シ。

嗚呼、特別保護ノ宜シキヲ得レバ国家ニ大利アリ。苟モ其

注 如何ゾ之ヲ排撃セザルヲ得ンヤ。

別保護ノ性質ヲ論ズ」となっている。『名家演説集誌・第八号』 (明治一四年一○月刊) より再録。 明治一四年九月三日演説。『郵便報知新聞』 予告演題は 「特

付

記

稿を参照していただければ幸いである。松崎「東洋議政会演説会

豈好同盟のメンバーを引継いで発足した東洋議政会について別

について――明治十年代における慶應義塾系演説会の研究――」

(『慶應義塾志木高等学校研究紀要二四輯』所収)